

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う福祉医療費助成制度における一部負担金免除

市独自

令和2年5月中旬～適用開始

## 免除対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年1月以降の主たる生計維持者の収入が基準額以下に下がった人

## 所得基準

事由発生日以降の主たる生計維持者の年収見込額が生活保護法における基準生活費の1.8倍以下  
(預貯金額・世帯収入要件は別途あります。)

基準生活費とは・・・生活保護法に基づき世帯状況による年収見込の保護基準額が定められている。  
減免基準となり得る月収目安の例 夫40歳、妻40歳、小学生の子2人の世帯：年収見込額約280万円

## 免除内容

通院・入院医療費自己負担の全額を6か月間を限度に免除  
(例：こども医療の場合通院400円等の自己負担を0円に)

## 対象受給者

### ● 乳幼児等・こども医療費助成制度

小中学生（未就学は無料のため）

対象：就学児約1万人 低所得約400人  
通院1日400円又は800円

### ● 母子家庭等医療費助成制度

母子家庭・父子家庭・遺児

対象：約900人 低所得約280人  
通院1日400円又は800円

### ● (高齢) 重度障害者医療費助成制度

一定要件を満たす障害のある人

対象：約2,300人 低所得約600人  
通院1日400円又は600円

### ● 高齢期移行助成制度

旧老人医療65歳～69歳で  
非課税世帯に属し一定要件を満たす人

対象：約120人 すべて低所得  
通院・入院：2割負担

☎電話等で  
問い合わせの上

減免申請

・受給者証交付  
・償還払も対応

減免後の受  
給者証にて  
無料受診

## 市役所

- ・申請を郵送または窓口で受付。
- ・審査要件を満たす場合、「通院・入院ともに一部負担金額0円」を表記した受給者証を交付。
- ・事由発生日以降に、減免受給者証の交付を受ける前の受診に要した費用や、県外医療機関等での受診があれば市から当該受診費用を償還払。

## 医療機関・薬局

減免後の金額が表記された受給者証を医療機関等の窓口に提示することで、免除後の金額で受診できます。